

特殊詐欺被害未然防止への取り組み強化について

当金庫では、拡大する**特殊詐欺被害未然防止の取り組み**として、**北海道警察との連携**を緊密にし、新たに「自己宛小切手」のご利用をおすすめする等の防止策の取り組みを、下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

お客様の大切な財産を**特殊詐欺からお守りし、安心してお取引いただくための取り組み**ですので、**お客様のご理解とご協力**をお願いいたします。

記

1.実施日

平成27年3月9日（月）

2.取り組み強化の内容

- (1) ご高齢のお客様を中心に、**窓口で高額のお金をお引き出しされる際には、お金の使いみちを確認**させていただきます。
- (2) **詐欺被害と疑われる場合は、警察に連絡のうえ、ご相談**させていただきますことがあります。
- (3) 現金に替えて**振込または「記名式自己宛小切手（線引対応）※」のご利用をおすすめ**する場合もございます。
- (4) **ATMの一日の引き出し限度額および振込限度額**を、周知期間経過後の**平成27年4月1日（水）より50万円に引き下げ**ます。

※記名式自己宛小切手

- ・金融機関が支払人として振り出す小切手のことをいいます。（預金小切手とも言います）
- ・小切手に記名された受取人だけが支払いを受けることができ、不正に小切手を取得した者に対して支払われることを防止します。
- ・小切手の現金化は金融機関とお取引がある方に限定されるため、犯人特定につながります。

以 上